

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案 国会に提出される

このほど、「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

これは中小企業や個人事業者等が相互扶助精神に基づいて運営してきた中小企業組合制度について、近年、その規模の拡大や事業の多様化に伴って、組合が破綻する事例等が発生してきていることから、中小企業組合のガバナンスの充実を図るため、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」等の一部を改正するもので、①中小企業組合の自治運営を効果的に機能させるための措置（監事の権限強化、員外監事制度の導入及び余裕金の運用制限等）の導入②中小企業組合による共済事業（保険事業）の健全な運用を確保するための措置（準備金に関する規定の整備、健全性に関する基準の導入、外部監査の導入及び業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧等）の導入が盛り込まれている。

なお、改正法の施行は平成19年4月の予定。以下はその概要。

事業協同組合の性格・特質

(1) 人的結合体

事業協同組合は、協同して事業を実施する組織であるため、人と人との結びつきを中心とする人的結合体としての性格を持っている。そのため、法は次項で述べる「協同組合原則」において、相互扶助、議決権・選挙権の平等、加入脱退の自由等の基準、あるいは出資口数の制限等によってこれを担保している。

(2) 自主的・民主的組織体

事業協同組合は、構成員が自らの意思により加入し、事業活動や運営に参加することによって成り立つ組織であり自主的・民主的組織体である。組合法制においては、これを担保する諸規定が整備されており、真に効果ある組合活動は、組合員におけるこれについての自覚と認識が要請される。

なお、事業協同組合には国等の中小企業施策の受け皿・媒体としての機能もあるが、そのような外部の支援を受けることと、自主的組織体としての特質とは別個のものであることは留意する必要がある。

(3) 事業の特性

事業協同組合は、中小企業者が協同して事業を行なう組織であり、その事業によって、組合員の経済活動の機会を確保し、自主的経済活動の促進と経済的地位の向上を図ることを目的としている（協同組合法第1条）。したがって、事業協同組合の事業は、基本的に組合員の事業活動に関連するものに限られている。

(4) 事業の広範性

事業協同組合の事業は、組合員の事業活動に関連するものであるが概ね実施することができる。組合員の事業活動に関連するものは、多分野にわたるものであり、かつ、生活向上のための事業も実施でき

るので、その実施事業の範囲が、他の中小企業組合に比べ極めて広範で多様であるところに特質がある。

(5) 組織構成の自由性

事業協同組合は、中小企業者であること、4人以上の加入者がいることが組織上・構成上の要件であり、この要件を満たす限り、構成について制約がない。すなわち、組織構成において広範な自由性が認められており、多様な組織化が可能であるところに特質がある。

(6) 普遍的組織

事業協同組合は、上記までの事項のように組織構成・事業活動等において、他の組合より制約・制限が少なく、広く中小企業に利用され得る内容を持つと同時に次項の協同組合の基本原則が全部、かつ、純粋に適用される。この意味で、事業協同組合は、中小企業組合のなかで組合の原型であり基本的組合であるとともに、普遍的組合である。

協同組合原則

事業協同組合は、上記のように中小企業の各種組合組織の基本であり、原型である。したがって、事業協同組合には、その組織・運営の規範・基本方針として、次の協同組合原則がそのまま適用される。

- (1) 相互扶助目的
- (2) 加入・脱退の自由
- (3) 議決権・選挙権の平等
- (4) 剰余金配当の基準

剰余金の配当は、組合員の事業を利用した分量に応じ、又は年1割（企業組合2割）を超えない範囲内において払い込み済み出資額に応じてしなければならない。

(5) 組合員への直接奉仕の原則

組合は、組合員の事業を共同事業によって補充することを目的とする組織であるから、その事業は組合自体の利益追求ではなく、組合員に直接効果を与えることを原則としている。

(6) 政治的中立の原則

協同組合の実態の変遷

従来は製造業、卸・小売業などの同業者による共同経済事業（共

同生産、共同販売、共同購買等）や金融事業（商工中金からの転貸融資）が中心であったが、近年は、異業種で大規模な共済事業を行う組合が現れるなど、組合法制定当初の想定を超えた組合が出現してきた。

組合制度の見直しの方向性

異業種・大規模組合における問題については、自治運営を効果的に機能させるための措置として

- ① 監事の権限強化（業務監査権の付与）② 員外監事制度の導入③ 余剰金の運用制限の導入④ 共済事業が拡大した組合における問題については、共済事業の健全性を確保するための措置として① 準備金に関する規定の整備② 健全性に関する基準の導入③ 外部監査の導入④ 業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧等の措置が講じられる。

改正案のポイント

- 一般的な事業協同組合
- (1) 組合全般に係る措置

- ① 役員任期を理事は3年以内から2年以内へ、監事は3年以内から4年以内へ変更

- ② 理事による利益相反取引（理事の借入金債務の債務保証等）の制限
- ③ 監事に業務監査権を付与しないことを認める。（この場合、理事会の招集権の付与等、組合員の権限を強化する。）
- ④ 会計帳簿の保存義務（10年）
- ⑤ 会計帳簿の閲覧を求めるのに必要な組合員数の引き下げ（10分の1から100分の3へ）

- (2) 大規模組合への上乗せ措置
- ① 監事の権限強化（業務監査権の付与）
- ② 員外監事制度の義務化
- ③ 余剰金の運用制限の導入（外債購入等の投機的な資産運用の防止。具体的には省令で規定）

- 共済事業を行なう組合への措置
- (1) 共済事業を実施する事業協同組合全般に係る措置（少額共済は適用除外）
- ① 共済以外の事業との区分経理
- ② 事業方法書等の提出・認可
- ③ 責任準備金の積み立てなど準備金に関する規定の整備
- ④ 余剰金の運用制限の導入
- ⑤ 外部監査の導入（負債金額一定額以上の場合）
- ⑥ 共済経理人の選任・関与（長期

の契約を締結する場合等複雑な経理計算を必要とする場合）

- ⑦ 重要事項の説明義務
- ⑧ 業務・財務に関する説明書類の公衆縦覧
- ⑨ 共済代理店に関する規定の整備
- ⑩ 員外利用の定義の見直し（組合員と生計を一にする親族及び組合員たる組合を直接又は間接に構成する者の利用は員内利用とみなす）
- ⑪ 合併議決を総代会でも可とする
- ⑫ 火災共済協同組合の地区の拡大等
- (2) 大規模に共済事業を実施する特定共済組合に上乗せされる措置
- ① 原則兼業禁止（共済事業に専念）
- ② 財務の健全性に関する基準（支払能力の確保）の導入
- ③ 最低出資金制度の導入

■ 中小企業組合等、中小企業の連携組織については、その設立から運営まで、何でもご相談下さい。
千葉県中小企業団体中央会
指導相談室

TEL 043・242・3277
銚子支所

TEL 0479・24・1570
松戸支所
TEL 047・368・3992